

補助金申請手続きの流れ (擁壁改修等補助金)

| 年度 | 手 続 き | 内 容 |
|--------------|-------------|---|
| 事業 年 度 | 事前相談 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前相談をしてください。区の担当者が現地を確認し、補助対象となるかどうかご連絡いたします。 |
| | 事前協議 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 改修等工事の工事内容、工事期間、工事業者等の計画概要が決まりましたら、下記書類を提出し、事前協議をしてください。 ①補助金事前協議書（第1号様式） |
| | 交付申請 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 下記の申請書類を提出してください。 ①補助金交付申請書（第2号様式） ②登記事項証明書などその敷地の所有者がわかるもの ③区市町村民税の納税証明書 ④擁壁の付近見取図、配置図、立面図、断面図、構造図などの図面 ⑤既存擁壁等の外観写真 ⑥建築基準法による工作物の建築確認済証の写し、都市計画法による開発許可の写し、又は宅地造成及び特定盛土等規制法による許可証の写し ⑦改修等工事に要する経費の見積書 ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります |
| | 交付決定 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 区から補助金の交付が決定したことを通知します。 ➢ 交付決定通知書が届いてから擁壁改修等工事に関する契約を結んでください。 |
| | 擁壁改修等工事の着手 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ できるだけ年度内に工事完了するようにしてください。工事完了が翌年度にわたる場合は、事前にご連絡ください。 |
| | 完了報告 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 工事完了後速やかに補助事業完了届を提出してください。 ①補助事業完了届（第8号様式） ②補助対象擁壁の外観写真 ③建築基準法による工作物の建築確認の検査済証の写し、都市計画法による開発許可に関する工事の検査済証の写し、又は宅地造成及び特定盛土等規制法による許可に関する工事の検査済証の写し ④改修等工事に係る契約書の写し ⑤補助金の受領を委任する場合は、委任状 ⑥改修等工事に係る領収書又は請求書（委任払いの場合） ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります |
| | 審査 補助金確定 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 区で、補助事業が交付決定に付した条件どおりに実施されたかどうか審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額を確定し、確定通知書、口座振込依頼書を送付します。 |
| | 補助金請求 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 交付請求書（第10号様式）、口座振込依頼書を提出してください。 |
| | 補助金交付 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 区から指定された口座へ補助金を振り込みます。 |

《 問い合わせ先 》

世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課 宅地防災促進担当

[連絡先] 電話 03-6432-7158 FAX 03-6432-7982

[窓口] 二子玉川分庁舎 A棟2階 A22